

第二、立候補

支部又は支部準備会の存在する選挙区に於ては、

一、支部又は支部準備会の存在する選挙区に於ては、

二、候補者は支部又は支部準備会の推薦に基き、中央

執行委員会がこれを公認する。

三、他の無産政党と対立関係ある選挙区において、

支部は個別的に本部と協定をなす必要はない。

第三、運動方針

一、本部並に各選挙区の支部聯合会、支部及び支部準備

会、又は総選挙対策委員会を設置し、運動の統一をは

かること

二、各支部は全党負を動員して選挙戦に参加する準備

をなすこと

イ、選挙法の研究、政策その他門争題目の研究、

宣傳及び組織運動の研究を行ひ、全党負を各部

門に編成して選挙戦に臨まねばならぬ。

ロ、一般民衆に訴へるための宣傳演説会を開催し

時事問題及び地方問題を挿へて絶えず日常門争

を敢行せねばならぬ。

ハ、他党の罪悪を監視暴露し選挙の不正を摘發排

撃しなげねばならぬ。

第四、選挙戦に揭ぐる政策

一、本大会の決定せるものが党の政策及び諸決議を門争

題目となすこと

一、スローガン(本部対策委員会一任)

第五、本部の応援

一、ホスタール及び推薦状を作成すること

二、遊説隊を派遣すること

第六、選挙費用

一、選挙区各支部の負担とす

二、資金は党員寄附一般寄附等を以てし選挙基金規定

に依り本部に報告すること。